

給水装置工事申請関係書類

給水装置工事申請関係書類一覧

	名称	解説、関係法令等
1	給水装置申請書	「給水条例施行規程（様式第 1 号）」
2	給水装置申請書類確認表	「設計審査・工事検査基準（別紙 2）」
3	事前調査表	「設計審査・工事検査基準（別紙 4）」
4	設計審査申請書	・設計審査申請時に 2 部提出（押印不要） 「給水装置工事事業者規程（様式第 2 号）」
5	使用材料表	
6	水道使用申請書	・新設、口径変更、廃止(やめる)等の場合 「給水条例施行規程（様式第 5 号）」
7	給水装置代理人選定（変更）届	・新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合 (押印不要) 「給水条例施行規程（様式第 6 号）」
8	給水装置所有権異動届	・所有者を変更する必要がある場合 「給水条例施行規程（様式第 9 号）」
9	利害関係人同意書	・他人の給水装置から分岐する場合 ・他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合 「給水条例施行規程（様式第 2 号）」
10	給水装置工事に係る誓約書 (水圧水量不足)	・給水装置の所要水頭が配水管の水圧以上である場合 「給水条例施行規程（様式第 4 号）」
11	確約書（構造物下に主配管）	・構造物の下に主配管を通す場合 「ハンドブック 第 3 章 10. (9) 配管工事」
12	確約書（浄水器等の使用）	・残留塩素を除去する浄水器等を設置する場合 「ハンドブック 第 3 章 10. (15) その他」
13	確約書 (受水槽方式が望ましい施設)	・受水槽方式が望ましい施設において直結直圧給水方式と する場合 「ハンドブック 第 3 章 6. (2) 受水槽方式」
14	申込書 (飲用に使用しない受水槽)	・建物内において直結直圧と全く飲用に使用しない受水槽を 併用する場合（消防用等）（押印不要） 「ハンドブック 第 3 章 6. (3) 直結直圧・受水槽併用方式」
15	寄付申込書	・公道部分等の水道管及び附属設備の寄付（押印不要）
16	請書	・受水槽を設置する場合 「受水槽取扱規程（様式第 1 号）」
17	誓約書	・受水槽を設置する場合 「受水槽取扱規程（様式第 2 号）」
18	工事検査申請書	・工事検査申請時に 2 部提出（押印不要） 「給水装置工事事業者規程（様式第 2 号）」

19	竣工検査チェックリスト	・書類検査用、現地検査用、中間検査用 「設計審査・工事検査基準（別紙 6）」
20	給水装置既設図面等閲覧・写し 交付申請書	・給水装置の所有者（使用者）以外の方が申請される場合は、 同意書欄に所有者（使用者）の記名・捺印が必要 「設計審査・工事検査基準（別紙 1）」
21	給水装置工事設計変更・工事中 止届	・申請後、設計変更又は工事が中止となった場合（押印不要） 「ハンドブック 第 3 章 10. (15) その他」

※一覧に記載した法令等の正式名称は以下のとおり

給水条例施行規程・・・出雲市水道事業給水条例施行規程

給水装置工事事業者規程・・・出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程

受水槽取扱規程・・・出雲市水道事業受水槽以下の装置の取扱規程

ハンドブック・・・給水装置工事ハンドブック

設計審査・工事検査基準・・・給水装置工事の設計審査・工事検査基準

給水装置申請書類確認表

施工業者 : _____

主任技術者 : _____

申請書類	主任技術者チェック欄		施工業者記入欄	備考
	申請書類提出確認（○を記入）	各項目記入漏れ及び他書類との整合点検		
給水装置申請書	有			
事前調査表	有			
設計審査申請書	有			
使用材料表	有			
設計図面	有			
水道使用申請書（届）	有・無			・メーター新設の場合 ・口径変更の場合 ・『廃止』場合
所有権異動届	有・無			所有者を変更する必要がある場合
利害関係人同意書	有・無			他人の土地や給水装置を使用する場合
給水装置代理人選定（変更）届	有・無			新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合
誓約書（水圧・水量不足）	有・無			当該給水装置工事の所要水頭が配水管の水圧以上である場合
請書（受水槽）	有・無			受水槽設置のとき
誓約書（受水槽）	有・無			受水槽設置のとき
道路占用許可申請書（図面等一式）	有・無			公道・河川等に給水装置を埋設・設置する場合 （道路管理者、提出用）